# 第5章

良好な景観の形成に向けた取組

# 第5章 良好な景観の形成に向けた取組

前章までの内容を踏まえ、良好な景観の形成に向けた取組を、「届出・協議による景観誘導」、「景観資源の保全・活用」、「地域ごとの景観まちづくりの推進」、「景観形成に関する普及啓発」の4つの柱で整理します。

# 5 − 1 届出・協議による景観誘導

### (1) 現状と課題

# 1 現状

届出・協議による景観誘導は、景観法に基づく最も基本的な取組です。

札幌市では、平成 20 年(2008 年)4月以降、景観法に基づく届出・協議を運用しており、その取組概要は以下のとおりです。

### 【届出】

大規模な建築物の新築など届出対象となる行為を行う場合、工事着手 30 日前までの 届出(地方公共団体等の場合は通知)が必要

#### <届出対象行為>

- ・以下の新築、増築、外観の過半にわたる色彩の変更等 (景観計画区域)
  - ・大規模な建築物(延べ面積 10,000 ㎡超、高度地区の制限に応じて高さ 15~31 m超の建築物等)
  - ・工作物(高さ31m超の鉄柱、延長50m超の橋りょう等)

(景観計画重点区域)

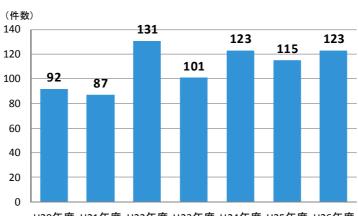
・建築物・工作物(規模に関わらず届出が必要)、広告物の表示・変更等

### <平成 20~26 年度の届出実績>

届出件数の実績は下表のとおり

(平成26年度の内訳概要)

・共同住宅の新築が約半数、その他は鉄柱の新設や橋りょうの塗替え、学校の増 築等



H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 平成 20~26年度の届出件数の実績 (計画変更に伴う届出は除く)

### 【協議】

届出を受けた計画内容について、協議を通じて基準への適合を誘導

# <主な協議の観点>

・外壁等の色彩 (札幌の景観色 70 色への適合)



・街並みとの連続感 (低層部の軒高・敷地際のしつらえ等)



など

# <事前協議>

・届出に先立ち、協議が可能

### 2 課題

これまでの届出・協議の積み重ねは、札幌の良好な景観形成に一定の効果があったと言えますが、1-4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・市街地等の区分別の方針が届出・協議に生かされておらず、また、景観計画重点区域 以外の基準は全市網羅的であるため、地域の個性を重視した景観誘導は行いにくい。
- ・景観形成上重要な施設の場合でも、届出の期日が一律に定められており、また、届出 者と市の二者の視点による協議に留まっている。
- ・届出対象ではないものでも景観に大きく影響を与える場合がある。

# (2) 取組の基本的考え方

(1)の課題を踏まえ、「届出・協議による景観誘導」については、以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- ●全市的な秩序と調和を保つため、景観施策の根幹である届出・協議を今後も適切に運用していく必要があるが、これからは、積極的に地域の魅力を高める観点から効果的に協議を行うことが重要
- ●そのため、景観誘導の重要性に応じて届出対象や協議手法等を見直し、運用していく。

# (3) 主な取組

① 景観上優れたものへの誘導方策の充実

ア 専門家の関与による協議制度((仮称) 景観プレ・アドバイス)の導入

景観形成上重要な建築物等について、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う「(仮称)景観プレ・アドバイス」の仕組みを導入します。

### イ 届出・協議に活用できる資料等の充実

届出時に提出する自己診断カルテについて、第4章の方針の内容等を適切に踏ま えた内容となるよう見直します。

また、届出手続き、方針、基準等について説明しているパンフレットに、札幌の 景観特性や景観資源などの情報をわかりやすく整理して掲載します。

### ウ 市有建築物等に係る協議等の充実

市有建築物等は景観形成上重要であることから、必要に応じて、計画の早い段階からの協議を行うとともに通知対象以外のものについても協議を行うなど、適切に 景観誘導を図ります。また、計画の早い段階からの協議の方策については、より充 実した景観誘導を図るようあり方を検討していきます。

### ② 届出対象の見直し

ア 届出対象の追加・除外

これまでの届出・協議の現状と課題等を踏まえ、景観への影響を適切に考慮した 届出対象とするため、以下のとおり届出対象を追加・除外します。

# 【建築物】

### <全市>

- ・高さや延べ面積の要件で届出対象となる建築物以外にも景観上の影響が大き いものがあることを考慮し、建築物の壁面の長さを届出対象要件に追加
- ・届出済み建築物の一定範囲内での増築は、景観上大きな変化をもたらすもの ではないことから除外
- ・変更命令が可能となる「特定届出対象行為<sup>※●</sup>」について、景観への影響を考慮し、対象を再整理(建築物の形態について緩和をするものに限る。)

#### <都心及び拠点>

・都市計画マスタープランを踏まえ、多くの人々が集まる拠点等においてより きめ細かい景観誘導を図るため、都市機能誘導区域内での延べ面積要件を引 き下げ

#### く主に郊外部>

・新設された18m高度地区において、周辺市街地との調和を図るため、高さによる届出対象要件を設定

### 【工作物】

・橋りょう、高架橋、擁壁等以外の工作物について、高さ要件で届出対象となる 工作物以外にも景観上の影響が大きいものがあることを考慮し、築造面積を届 出対象要件に追加

<sup>※●</sup> 特定届出対象行為 建築物等の形態意匠の制限に適合しないと認める場合に、設計の変更等を命じることができる行為(景観法第17条第1項)

### 【ロードマップ】

主な取組	短期的な取組(概ね5年)	中・長期的な取組
①景観上優れたものへ の誘導方策の充実	・(仮称) 景観プレ・アドバ イスの導入 ・届出・協議に活用できる 資料等の充実 ・市有建築物等に係る協議 等の充実	・(仮称) 景観プレ・ア ドバイスの導入 ・市有建築物等に係る 協議等の充実
②届出対象の見直し	・届出対象の追加・除外	

# (4) 取組を支える制度と運用の考え方

- ① **届出**(景観法第 16 条、条例第 24 条)
  - ア 景観計画区域における景観形成基準等

景観計画区域における届出対象行為(景観法第16条第1項、第7項)及び景観形成基準(景観法第8条第2項)は(別表1)のとおり定めます。

イ 景観計画重点区域における景観形成基準等

景観計画重点区域における届出対象行為及び景観形成基準は(別表 2)のとおり 定めます。なお、景観形成基準については、アで定める景観形成基準に加えて適用 します。

ウ (仮称)景観まちづくり推進区域における景観形成基準等

(仮称) 景観まちづくり推進区域においては、当該地区の(仮称) 景観まちづくり指針(5-3参照)の中で届出対象行為及び景観形成基準を定めることができるものとします。なお、届出対象行為及び景観形成基準については、アで定めるものに加えて適用します。

# ② 事前協議(条例第 16 条)

届出対象行為を行おうとする事業者等は、当該届出を行う前に札幌市と事前の協議を行うことができます。

# ③ 専門家の関与による協議制度((仮称)景観プレ・アドバイス)

ア 条例等に以下の制度を位置付け、適切に運用します。

### 【協議対象】

- **<建築物>**届出対象となる建築物の新築で、以下のいずれかに該当するもの (全市)
  - a 地域地区や地区計画の区域(当該新築にあたり、都市計画の決定または変更を 行うものに限る。)内において、容積率や高さに関する緩和を行うもの
  - b 景観重要建造物、札幌景観資産の敷地に近接するもの (都心<sup>※●</sup>)
  - c 高さ 60m 超えるものかつ延べ面積 10,000 ㎡を超えるもの(ただし、景観計画重点区域内にあっては、「かつ」を「または」に読み替える。) (拠点<sup>※●</sup>)
  - d 延べ面積 10,000 mを超えるもの
- **〈工作物〉**届出対象となる工作物の新設等で、以下のいずれかに該当するもの
  - e 高さ100mを超えるもの(橋りょう、擁壁等を除く)の新設、色彩変更等
  - f 橋長 100mを超える橋りょう(河川に架かるものに限る。ただし、連続する高 架道路等は除く)の新設、架け替え

#### 【体制】

- ・都市景観審議会のもとに専門家からなる部会を設置
- ・市は事務局として部会の運営等を行う。

#### 【協議の方法・観点】

- ・協議対象に該当する行為を行おうとする事業者等(以下「協議対象者」という。) は、計画案や景観形成の考え方について部会に提示し、その助言等を得て、これ を尊重するものとする。
- ・部会は、この計画の方針・基準等を踏まえ、協議対象者に対して専門的見地から 助言等を行う。
- ・市は協議が円滑に進むよう、協議対象者及び部会の双方に適切に情報提供を行う とともに、部会からの助言等の概要を公表する。

#### 【実施時期・回数】

- ・a に該当する場合:原則2回(構想段階・実施設計段階)
- ・b~fに該当する場合:原則1回(実施設計段階)
- ・協議対象者と部会の合意があった場合、実施回数を増やすことができる。

### 【その他】

- ・市または協議対象者の申し出等により、上記の協議対象以外のものについても(仮称)景観プレ・アドバイスの対象とすることができる。
- ・別途、市が関与する協議会等において、(仮称)景観プレ・アドバイスと同等の 協議を行う場合、それに替えることができる。

<sup>※●</sup> 都心 札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域(都心)

<sup>※ ●</sup> **拠点** 札幌市立地適下化計画における都市機能誘導区域(地域交流拠点)

④ **屋外広告物に関する事項**(景観法第8条第2項第4号の規定による「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」)

景観計画区域内の屋外広告物については、良好な景観もしくは風致を害すおそれのないよう、「札幌市屋外広告物条例(平成 10 年条例第 43 号)(以下「広告物条例」という。)」において、必要な規制を行うものとする。そのうち、地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要な地区については、広告物条例において、下記ア、イにより、必要な規制を行うものとする。

### ア 広告物活用地区

・すすきの地区

活力ある街並みを維持し、又は形成する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

# イ 景観保全型広告整備地区

・札幌駅南口地区、札幌駅北口地区、札幌駅前通北街区地区 良好な景観を保全し、又は形成するため、広告物等の整備を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

# 5-2 景観資源の保全・活用

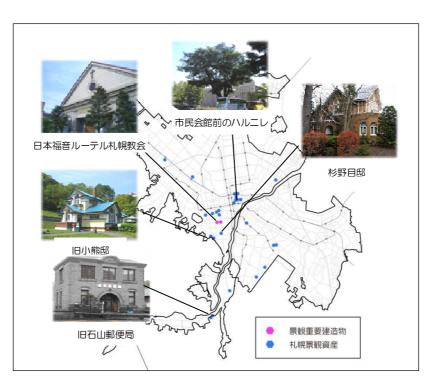
# (1) 現状と課題

### ① 現状

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成する ための大切な資源(以下、「景観資源」という。)です。

景観資源の保全・活用の取組として、札幌市では、平成 10 年 (1998 年) に制定した自主条例において、「都市景観重要建築物等」の指定制度を位置付け、平成 13 年 (2001年) 7月から平成 20 年 (2008年) 3月までに 23 件を指定しました。

平成 20 年(2008 年) 4 月以降は、景観法に基づく「景観重要建造物」や、札幌市都市景観条例に基づく「札幌景観資産」として以下のとおり指定しています。



景観重要建造物等の指定状況(平成27年12月現在)

景観重要建造物: 2件

札幌景観資産 : 26件(うち樹木1件)

また、景観重要建造物等の指定状況についてはホームページや現地の標識等を通じて 周知を図っているほか、所有者に対しては専門家の派遣等による技術的援助や外観の維持・保全のための改修工事等にかかる費用の一部助成を行っています。

### ② 課題

景観資源の保全と活用のため、これまで景観重要建造物等の指定や周知、助成といった一定の取組を重ねてきましたが、1 - 4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・歴史的価値に着目した指定に限定されている。
- ・現行の助成は外観の維持・保全を重視したものであり、他の用途への転用も含めた 利活用の可能性が広がらないことから、歴史的建築物等の滅失を防ぐことが難しい。
- ・現在の周知方法では、必ずしも多くの市民に共有されていない。
- ・市民・事業者等が維持・保全や利活用に協力・関与できる仕組みがない。

# (2)取組の基本的考え方

(1)の課題を踏まえ、「景観資源の保全・活用」については、以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- ●成熟した都市において景観をより魅力的なものとするため、景観資源をこれまで以上に尊重
- ●そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、景観資源を積極的に 保全・活用していく。

# (3) 主な取組

# ① 景観資源の指定等に関する体系の再整理

ア 景観上の価値のとらえ方の拡大

これまでの景観重要建造物等の指定は、歴史的価値に主眼を置いてきましたが、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった観点からも指定の対象を検討するなど、景観上の価値のとらえ方を拡大します。

#### イ 新たな視点を加えた景観資源の調査

アの考え方を踏まえて、新たな視点を加え、これまでに把握してきた景観資源も 含めて市内の景観資源の実態調査を行います。

### ウ 調査結果を踏まえた景観資源の位置付け

イの調査結果を踏まえ、景観重要建造物等や札幌景観資産の新規指定について検討します。また、景観重要建造物等や札幌景観資産以外の景観資源についても、広く市民や事業者等が把握することで、今後の良好な景観形成に生かす可能性が広がると考えられることから、これらをゆるやかに位置付ける方策((仮称)活用促進資源)を検討します。

### ② 景観資源の保全への多様な支援

# ア 景観重要建造物等の活用への柔軟な助成

景観重要建造物等については、活用の可能性を広げることで滅失を防ぐ可能性が高まることから、外観等を適切に維持・保全した上で他の用途への転用等による活用も助成の対象とすることを検討します。

### イ 専門家の関与による景観重要建造物等の計画的な修繕の促進

専門家を適切に派遣することで、中長期的な修繕計画の作成支援や個別の修繕工事への技術的アドバイスを行うなど、専門家の関与による計画的な修繕を促進する仕組みを検討します。

### ウ 関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討

景観資源の幅広い活用を図るため、文化財や観光振興等といった関連分野と連携して 活用を促進する方策を検討します。

# ③ 多様な主体による景観資源の共有

### ア 保全・活用を促す多様な情報発信

景観資源について、広報誌やホームページなど様々な媒体を通じて情報発信します。 発信する情報は、新たに掘り起こしたものを含めた景観資源のリストや位置図はもと より、維持・保全に有効な活用事例等も含めることで市民等の意識の醸成を図ります。

#### イ 市民や事業者等の多様な関与の促進

景観資源に関して興味や関心を持った市民や事業者等が景観資源を知り・訪れ・触れる機会を充実させるなど、多様な関わりを促す取組を支援・調整します。

# 【ロードマップ】

主な取組	短期的な取組(概ね5年)	中・長期的な取組
①景観資源の指定等に 関する体系の再整理	<ul><li>・景観上の価値のとらえ方の拡大</li><li>・新たな視点を加えた景観資源の調査</li><li>・調査結果を踏まえた景観資源の 位置付け</li></ul>	・調査結果を踏まえた景観 資源の位置付け
②景観資源の保全への 多様な支援	<ul><li>・景観重要建造物等の活用への 柔軟な助成</li><li>・専門家の関与による景観重要建造物 等の計画的な修繕の促進</li><li>・関連分野と連携した景観資源の 活用促進策の検討</li></ul>	・関連分野と連携した景観 資源の活用促進策の検 討
③多様な主体による景 観資源の共有	・保全・活用を促す多様な情報発信	・保全・活用を促す多様な 情報発信 ・市民や事業者等の多様な 関与の促進

# (4) 取組を支える制度と運用の考え方

① **景観重要建造物**(景観法第 19 条第 1 項、札幌市都市景観条例第 29 条) 【**指定方針**】(景観法第 8 条第 2 項第 3 号)

歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など景観形成上重要な価値のある建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。



めばえ幼稚園



日本福音ルーテル札幌教会

② 景観重要樹木(景観法第28条第1項、札幌市都市景観条例第31条) 【指定方針】(景観法第8条第2項第3号)

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボル的な存在として景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

# ③ 札幌景観資産(札幌市都市景観条例第36条)

# 【指定方針】(札幌市都市景観条例第12条第2項第4号)

景観形成上価値があると認められ、意匠、様式(樹木にあっては、樹容)等が良好な 景観を特徴付けている建築物等や将来のまちづくりに生かされる可能性のある建築物 等については、所有者の同意を得た上で、札幌景観資産として指定し、地域の良好な景 観の形成を推進します。



市民ホール前のハルニレ



エドウィン・ダン記念館

# ④ (仮称)活用促進資源

条例等に以下の制度を位置付け、適切に運用します。

### 【趣旨・目的】

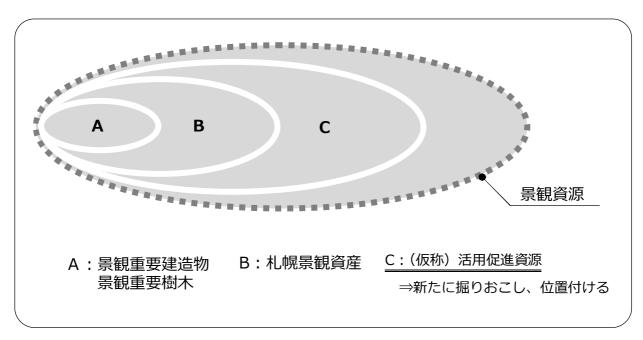
- ・一定の制限を受ける既往の指定制度ではなく、今後の良好な景観の形成に 生かすため、市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付 ける制度
- ・活用促進資源を位置付けることで、市民等の関心を喚起し、良好な景観の 形成に向けた活用の可能性を広げる。

#### 【位置付け・周知の方法】

- ・市はこれまでの景観資源の調査結果や、市民からの意見等を踏まえ、位置 付けの対象を検討する。
- ・位置付けにあたっては、所有者等の同意を要する。
- ・同意が得られたものについては、ホームページ等で幅広く周知・公表する。

### 【位置付けた資源の活用】

- ・市民・事業者・行政等は、届出・協議や景観まちづくりの取組(5-3参照) を進めるにあたって参考にするとともに、有効な活用策について検討する。
- ・市は位置付けた資源の情報を適宜更新する。



景観資源の体系 (イメージ)

# ⑤ その他取組を支える制度等

# ア 景観アドバイザー

市は、札幌らしい個性的で魅力的な景観の形成を推進するため、市、市民及び事業者に対し、専門家を通じて、必要な情報の提供、助言、指導等を行うことができます。

# イ 景観重要建造物等助成金

市は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の維持・保全に要する経費を一部助成することができます。

# ■ 5 - 3 地域ごとの景観まちづくりの推進

# (1) 現状と課題

### ① 現状

良好な景観の形成のためには、地域の特性を踏まえた「景観まちづくり<sup>※●</sup>」の取組が重要です。

平成 22 年(2010 年) 3月、札幌市都市景観審議会からの提言<sup>※●</sup>の中で、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要性について示され、札幌市ではこの提言を受け、以下のような取組を行ってきました。

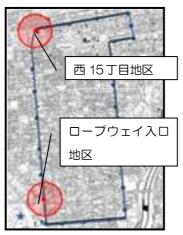
### 【提言後の主な取組】

### 平成 21 年~平成 23 年

札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)の整備をきっかけとして、札幌 駅前通北街区地区景観計画重点区域について、札幌駅前通沿道の土地所 有者等からなる札幌駅前通協議会と協働で方針や基準等の見直しを実施

#### 平成 25 年~

路面電車のループ化をきっかけとして、「ロープウェイ入口」、「西 15 丁目」電停周辺をモデル地区とし、地域住民等と協働で、魅力的な景観の 形成に向けた指針を作成するなどの取組を展開



モデル地区位置図



モデル地区における意見交換会

- ※● **景観まちづくり** この計画では、市民・事業者等の関与のもと、景観を切り口として地域のまちづくりについて検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組のことをいう。
- ※● 札幌市都市景観審議会からの提言 これからの都市景観行政は地域活動の支援、まちづくり意識の醸成を 図るなど、新たな展開が必要であり、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要がある。 (平成22年3月 「今後の札幌市の都市景観行政のあり方についての提言」より)

### ② 課題

地域ごとの景観まちづくりを推進するため、これまで、景観計画重点区域の見直しや、モデル地区における取組を展開してきましたが、1-4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・既成市街地で景観に関するルールを策定する場合、地域住民等の関わりが不可欠
- ・地域ごとの景観まちづくりの取組は、モデル地区において地域住民と協働で取組 を始めた段階のため、策定した指針を制度としてどう位置付けるかが不明確

# (2)取組の基本的考え方

- (1) の課題を踏まえ、「地域ごとの景観まちづくりの推進」については、以下の基本的考え方で取り組んでいきます。
  - ●地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全・創出していくことが重要
  - ●そのため、地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を推進していく。

# (3) 主な取組

### ① 地域ごとの景観まちづくりの多様な展開

ア モデル地区の取組の推進と他の地区への展開

モデルとして平成 25 年度から進めている路面電車電停周辺 2 地区(ロープウェイ入口、西 15 丁目)での取組を、今後も継続して推進します。

また、モデル地区での取組事例を踏まえ、景観まちづくりの取組を他の地区へと 展開します。

# イ 取組事例等の情報発信

他の地区の自発的な取組を誘発するため、モデル地区における景観まちづくりの 取組事例等について、ホームページ等でわかりやすく情報発信します。

#### ウ 景観計画重点区域等の指定の検討

大規模な再開発等が連鎖的に展開する地区などにおいて、市街地の更新を適切に 誘導するため、新たに景観計画重点区域等に指定することを検討します。

# エ 景観計画重点区域の見直し検討

既指定の景観計画重点区域について、地域のまちづくりの進展や機運の高まりに 応じて、必要な見直しを検討します。

# オ 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用

高次機能交流拠点及びその周辺など、今後、魅力の向上が必要な地域においては、 観光振興や都市計画等の分野と連携し、景観まちづくりの取組を展開していきます。 また、取組を推進していくにあたり、地区計画など景観の魅力を高めるための関連 制度等を、地域の状況に応じて適切に活用することを検討します。

### ② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立

# ア 「(仮称) 景観まちづくり指針」等の制度化

モデル地区での取組を制度の面から適切に支え、他の地区の取組へと展開していくため、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針((仮称)景観まちづくり指針)や地域の活動団体を支える仕組みを新たに制度化します。

イ 助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討

景観まちづくりの取組を持続的に展開していくため、景観まちづくり指針に基づく取組に対し、助成金や景観アドバイザー等の柔軟な制度のあり方について検討します。

### 【ロードマップ】

主な取組	短期的な取組(概ね5年)	中・長期的な取組
①地域ごとの景観まち づくりの多様な展開	<ul><li>・モデル地区の取組推進と他の 地区への展開</li><li>・取組事例の情報発信</li><li>・重点区域の見直し検討</li><li>・重点区域等の指定を検討</li><li>・多様な分野の連携等</li></ul>	<ul><li>・他の地区への展開</li><li>・取組事例の情報発信</li><li>・重点区域の見直し検討</li><li>・重点区域等の指定を検討</li><li>・多様な分野との連携等</li></ul>
②地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	・景観まちづくり指針の制度化 ・助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討	_

# (4) 取組を支える制度と運用の考え方

# ① (仮称) 景観まちづくり指針及び(仮称) 景観まちづくり推進区域

ア 条例等に以下の制度を位置付け、適切に運用します。

#### 【趣旨・目的】

・市民・事業者等の関与のもと、景観を切り口として地域のまちづくりについて検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するため、所要の制度等を位置付ける

### 【景観まちづくり指針の位置付け】

- ・地域住民等と市が協働で指針を策定し、その内容を共有する。
- ・指針の策定にあたっては、札幌市都市景観審議会の意見を聴くこととする。

# 【景観まちづくり指針に定める事項】

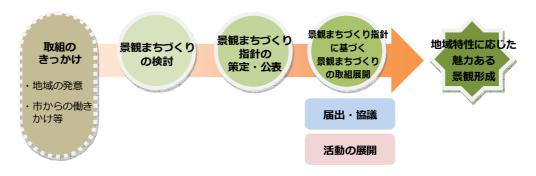
- ・対象区域(景観まちづくり推進区域)
- ・目標・方針
- ・基準、届出対象
- 活動 など

#### 【届出・協議との連動】

- ・事業者等は、対象区域内で建築行為等を行う際には、指針に定められた届 出対象に該当した場合、市に届出を行う。
- ・届出を受けた市は、景観計画区域における景観形成基準に加え、指針に定められた基準等を踏まえ、事業者等と協議を行う。

### 【地域住民による取組等】

- ・地域住民等が主体となり、指針に定められた活動を推進していく。また、 市は活動を適切に支援する。
- ・対象区域内での届出について情報を共有するなど、届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方について検討する。 など



景観まちづくりの展開

# ③ その他取組を支える制度等

# ア 景観アドバイザー

市は、札幌らしい個性的で魅力的な景観の形成を推進するため、市、市民及び事業者に対し、専門家を通じて、必要な情報の提供、助言、指導等を行うことができます。

# イ 景観まちづくり助成金

市は、良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成することができます。

# ▶ 5 − 4 景観形成に関する普及啓発

# (1) 現状と課題

### ① 現状

市民・事業者等の協働により、良好な景観の形成を進めるためには、普及啓発の取組が重要です。札幌市では、これまで以下のような普及啓発の取り組みを行ってきました。

# 【主な取組】

# <札幌市都市景観賞>

景観の形成に寄与している建築物や取組等を表彰する制度として、昭和 58 年 (1983年) から平成 21 年 (2009年) まで隔年で開催しました。

・全 14 回開催 (表彰件数: 建築物等 47 件、公園・緑地等 20 件、市民参加・イベント等 14 件)

### <子どもへの景観教育>

平成 19 年度(2007 年度)より、将来の都市づくりを担う子どもたちに都市計画や景観に興味を持ってもらえるよう、「ミニまち\*\*・」の配布を行うとともに、市内の小学校において、ミニまちを活用したミニまち講座(出前授業)を実施しています。また、実際に街並みを見ながら都市計画の仕組みやルールをわかりやすく説明するため、市役所屋上や JR タワー展望台での「まちなみ案内」も併せて実施しています。



ミニまち講座の様子

# 〈市民主体の景観資源選出等の取組 ~好きです。さっぽろ(個人的に。)〉

札幌市都市景観賞について、より効果的な普及啓発を目指して見直すこととし、平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)まで、市民(運営委員会)による主体的な取組を試行的に展開しました。

- ・市民によるより良い景観の掘りおこしと発信 市民の個人的に好きな景色等を募集
  - ⇒ 人気投票(景観総選挙(上位 48 件選出))
  - ⇒ 景観まちづくりカードゲーム(景カード)の作成・活用
- ・多様なイベントの実施:まち歩きイベント、トークフォーラム など





イベントの様子

※ ● ミニまち ども向けに都市計画をわかりやすく解説した本(札幌市発行)。なお、ミニまちを活用した一連の取組は、平成24年度(2012年度)都市景観大賞(主催:「都市景観の日」実行委員会、後援:国土交通省)景観教育・普及啓発部門 優秀賞を受賞

### 2 課題

現状にあるとおり、これまで様々な取組を重ねてきましたが、1 – 4 (2) で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・取組の計画上の位置付けや相互の関係性が明確でない。
- ・取組の持続性・発展性が確保されていない。
- ・良好な景観の形成に資する取組や事業等を認め、周知する仕組みが必要
- ・多くの市民・事業者等へと取組が広がっていない。

# (2) 取組の基本的考え方

- (1)の課題を踏まえ、「景観形成に関する普及啓発」については以下の基本的考え方で取り組んでいきます。
  - ●良好な景観の形成に向けた取組を広げていくためには、市民・事業者等の関心を高め、自発的な取組を促進することが重要
  - ●そのため、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開

# (3)主な取組

# ① 景観に関する教育と体験の機会の提供

ア 子どもへの景観教育

景観に関する意識や考え方を醸成するため、これまで行ってきた「ミニまち」を 活用した子どもへの都市計画や景観についての教育の取組を今後も実施します。

イ 市民等との協働による普及啓発の取組

市民主体の景観資源選出等の取組「好きです。さっぽろ(個人的に。)」の成果と課題を踏まえ、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していきます。

### ② 多様で効果的な情報発信

ア わかりやすく多様な情報発信

情報の受け手の関心等に応じて、以下のような多様な情報発信を行います。

○事業者等に向けた制度の周知

届出・協議など、主に事業者等に関わる制度等について、わかりやすいパンフレットを作成し、周知します。

○広く市民等に向けた「札幌の景観色 70 色」や景観資源等の紹介 「札幌の景観色 70 色」(別表 3 参照) や景観資源等のリストと位置図など、広 く市民に関心を持ってもらえるような紹介を行います。

# ○取組を行う市民等に向けた良好な事例の紹介

市民等が取組を行う際の参考となるよう、地域での景観まちづくりの取組や景観資源の活用など、良好な事例を、その過程も含めて紹介します。

### イ 多様な情報ツールの活用

適時適切に情報発信を行うため、冊子等はもとより、ホームページやソーシャルメディア<sup>※●</sup>といった多様なツールを有効に活用します。

# ③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実

ア 市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援

市民・事業者等が自発的に活動を行う際に、景観アドバイザーの派遣や助成などを通じて、適切に支援します。

### イ 人や活動のネットワークを充実するしくみの検討

市民・事業者等の個々の活動が広がり、相互につながって連鎖的に展開していくよう、景観整備機構<sup>※●</sup>の指定、専門家や活動団体の認証など、人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討を行います。

### ウ 新たな表彰制度の検討・実施

市民・事業者等が良好な景観の形成に意識を向け、市民・事業活動等の中で自発 的取組を行うきっかけとなるよう、良好な景観の形成に資する優れた建築物や活動 等を評価する新たな表彰制度について検討・実施します。



- ※ ソーシャルメディア SNS、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称
- ※● **景観整備機構** 民間団体や市民等による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保 全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人又は NPO を景観行政団体が景観整備機構として景観法第 92 条に基づき指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度